上三川町第11期分別収集計画

令和7(2025)年7月策定

上 三 川 町

り

	1.	計画策定の意義	2
	2.	基本的方向	2
	3.	計画期間	2
	4 .	対象品目	2
	5.	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み	
		(容器包装リサイクル法第8条第2項第1号)	- 3
	6.	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第2号)	
	7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (容器包装リサイクル法第8条第2項第3号)	- 4
	8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み (容器包装リサイクル法第8条第2項第4号)	- 4
	9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み算定方法	
1	Ο.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第5号)	- 6
1	1.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第6号)	- 6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

今回定める上三川町分別収集計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づき作成するもので、令和4年に策定した第10期計画に続く第11期計画となるものである。

上三川町では平成13年4月から一般廃棄物処理を宇都宮市に委託しており、広域処理の一員として、中間処理施設、最終処分場に係る負荷を軽減する努力が求められている。

本計画の推進により容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、町民、事業者と協力し分別収集の徹底、廃棄物の減量や資源化の促進に努め、循環型社会の実現に寄与するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 容器包装廃棄物の排出抑制を進める。
- ・ 容器包装廃棄物の分別収集と再商品化を推進し、さらに、資源再利用促進化の 取り組みを進める。
- ・ 町民、事業者、行政の適切な役割分担のもと、一体となったリサイクル運動を 進める。
- ・ クリーンパーク茂原及びエコプラセンター下荒針の処理施設を利用する関係市町との連携を密にし、広域的な協力体制を整え、分別収集と再商品化の効率化を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8(2026)年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
容器包装廃棄物	1,825t	1,814t	1,802t	1,790t	1,777t
製品プラスチック	54t	54t	53t	53t	53t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法 第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) ごみに関する教育・啓発活動の充実

- ① ごみに関する啓発活動
 - ・ 広報誌及び上三川町ホームページにごみの出し方等の記事を随時連載
 - ・ 「資源物とごみの分け方・出し方」のチラシ作成、全世帯配布
 - 啓発冊子「ごみ分別辞書」の作成、全世帯配布
 - ごみ分別アプリ「さんあ~る」の配信
- ② ごみに関する教育
 - 小中学生向け総合的学習資料の作成
 - ・ 資源物とごみに関する出前講座の実施
 - ・ クリーンパーク茂原及びエコプラセンター下荒針見学会の実施
 - ・ 地域、学校ごとの環境マップの作成

(2) 包装適正化の推進

- ・ 町民に対し、ごみ発生抑制のための買い物袋(マイバッグ)持参、簡易包装 の推進、詰め替え商品及びリターナブル容器商品の購入等の要請
- ・ 事業者に対し、包装の簡素化と詰め替え商品、リターナブル容器商品の販売 等の要請

(3) 資源物回収の促進

- 団体による資源物回収報償金制度の活用
- 販売店での容器包装回収の推進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装廃棄物の区分及び分別の種類は下表に示すとおりとする。

分別収集を	する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチー 主としてアルミ	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	缶	
主としてガラ ス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん 紙パック	
•)容器であって飲料を充てんする 原材料としてアルミニウムが利用)を除く。)		
主として段ボー	ール製の容器	段ボール	
	ニチレンテレフタレート(PET) ご飲料又はしょうゆ等を充てんす	ペットボトル	
主としてプラ <i>></i> 記以外のもの	スチック製の容器包装であって上	白色の発泡スチロール製食品 トレイ (「白色トレイ」) ペットボトル、白色トレイ以 外のプラスチック製容器包装	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	
主としてスチール製の容器	58. 17t	57.80t	57. 43t	57.05t	56.65t	
主としてアルミ製の容器	89. 15t	88. 59t	88.02t	87. 43t	86.83t	
無色のガラ	35. 44t	35. 21t	34. 99 t	34. 75t	34.51t	
ス製容器	引渡量 独自処理量 35.44 t	引渡量 35.21 t	引渡量 独自処理量 34.99 t	引渡量 34.75 t	引渡量 独自処理量 34.51 t	
茶色のガラ ス製容器	48. 17t	47. 87t	47. 56t	47. 24t	46. 92t	

	引渡量 48.17 t	引渡量 独自処理量 47.87 t	引渡量 独自処理量 47.56 t	引渡量 独自処理量 47.24 t	引渡量 独自処理量 46.92 t
その他の色	13. 90t	13.82t	13.73t	13.64t	13.54t
のガラス製 容器	引渡量 13.90 t	引渡量 13.82 t	引渡量 13.73 t	引渡量 13.64 t	引渡量 13.54 t
主として紙製の容器 であって飲料を充て んするためのもの(原 材料としてアルミニ ウムが利用されてい るものを除く。)	0.28t	0. 28t	0. 28t	0. 28t	0. 28t
主として段 ボール製の 容器	184. 14t	182.99t	181.81t	180.60t	179. 36t
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であ	67. 09t	66. 67t	66. 24t	65.80t	65.35t
って飲料又はしょう ゆその他主務大臣が 定める商品を充てん するためのもの	引渡量 67.09 t	引渡量 66.67 t	引渡量 66.24 t	引渡量 65.80 t	引渡量 65.35 t
主としてプラスチック 製の容器包	191. 87t	190. 67t	189. 44t	188. 18t	186.89t
装であって 上記以外の もの	引渡量 191.8 7t	引渡量 190.6 7t	引渡量 189. 4 4t	引渡量 188. 1 8t	引渡量 186. 8 9t
(55	2. 81t	2. 79t	2. 77t	2. 75t	2. 73t
白色トレイ)	引渡量 独自処理量 2.81t	引渡量 独自処理量 2.79t	引渡量 独自処理量 2.77t	引渡量 独自処理量 2.75t	引渡量 独自処理量 2.73t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量の見込み算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み

= 令和6年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率^{*}

※ 人口変動率は国立社会保障・人口問題研究所の推計値より、次のとおり設 定した。

2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
29,810 人	29,624 人	29,432 人	29, 236 人	29,035 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
97.43%	99. 38%	99.35%	99. 33%	99. 31%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、現在、自治会や住民団体による集団回収が進んでいるびん、缶、及び紙パック、段ボールについては、引き続きこれらの団体も分別収集を実施することとする。

種類	分別の種類 (町民が分ける 種類)	収集運搬	選別保管	
スチール製容器 アルミ製容器	資源物 (缶)	委託業者による		
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色の ガラス製容器	- 資源物(びん)	定期収集 住民団体による 集団回収	宇都宮市クリーンパーク 茂原リサイクルプラザ	
ペットボトル	資源物(ペット ボトル)	委託業者による 定期収集		
飲料用紙パック	資源物 (紙パッ ク)	委託業者による 定期収集		
段ボール	資源物(段ボール)	住民団体による 集団回収	美濃紙業(株)石橋営業所	
白色トレイ	資源物(白色トレイ)	委託業者による	宇都宮市エコプラセンタ	
その他のプラスチッ ク製容器包装	資源物(プラス チック製容器包 装)	定期収集	一下荒針	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備概要は、次の表のとおりとする。

各施設のうち、排出から収集・運搬に係る施設については、現在の施設、体制を 利用するものとする。

中間処理については、宇都宮市のクリーンパーク茂原リサイクルプラザ、エコプラセンター下荒針等及び美濃紙業(株)石橋営業所で行う。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
スチール製容器 アルミ製容器	缶				
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色の ガラス製容器	びん	プラスチッ クコンテナ	4 t パッカー車	クリーンパーク茂 原リサイクルプラ ザ(選別・圧縮施設)	
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで縛る	2 t トラック	美濃紙業(株)石橋 営業所(圧縮・梱包	
段ボール	段ボール	ひもで縛る	2 t トラック	施設)	
ペットボトル	ペットボトル	袋	2 t パッカー車	クリーンパーク茂 原リサイクルプラ ザ(選別・圧縮施設)	
白色トレイ	白色トレイ	袋	4 t パッカー車	エコプラセンター	
その他のプラス チック製容器包 装	プラスチック 製容器包装	袋	4 t パッカー車	下荒針 (選別・圧 縮・梱包施設)	